

## 「未利用口座管理手数料」のお知らせ

令和3年3月30日

普通預金口座を開設されるお客さまへ

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和3年4月1日以降、新規開設いただく普通預金口座について「未利用口座管理手数料」を適用させていただきます。

今後とも一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 対象となる口座

最後のお預入れまたは払戻し(該当する預金利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座(無利息型および総合口座を含みます。)を未利用口座としてお取扱いします。

※紛失、盗難等により利用停止されている口座も対象となります。

### 2. 未利用口座管理手数料

(1) お客様の口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。

(2) ご案内後、3ヶ月経過後もお取引がない場合に、年間1,320円の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。(当該口座から自動引落)

(3) ただし、次の場合は未利用口座管理手数料の対象外となります。

- ① 当該口座の残高が1万円以上ある場合
- ② 同一店舗において、定期性預金のお取引がある場合
- ③ 同一店舗において、借入がある場合

※ ご案内を差し上げて3ヶ月以内に、再度ご利用されるか、ご解約されますと未利用口座管理手数料はかかりません。

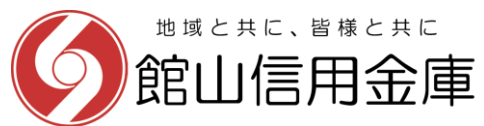
### 3. 口座の自動解約

(1) 残高不足により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合は、残高および利息を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。

なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。

詳しくは、お取引店までお問い合わせください。

以 上



地域と共に、皆様と共に

館山信用金庫